

事 務 連 絡
令和元年12月 5 日

日本産業衛生学会 御中

内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

民間関係者における2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機
とした風しん・麻しんに関する特別対策の取組への御協力の依頼について

平素から、学会の皆様におかれては、産業衛生に係る取組に御尽力いただき、
厚く御礼申し上げます。

さて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、多くの外
国人の来日が見込まれる中、感染症対策、とりわけ、風しん・麻しん対策につ
いては、関係機関の連携の下、重点的な取組が求められています。こうした中、
「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関
する関係省庁等連絡会議」において取りまとめられた「2020年東京オリンピッ
ク・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」において
は、「東京大会の成功に向けて、感染症対策に万全を期すため、特に多くの訪
日外国人と接する機会のある者や感染した場合に大会運営等に悪影響を及ぼす
可能性のある者に対し、風しん・麻しんへの感染リスクを一層低下させること
を目的として、風しん・麻しんに関する特別な対策を講じる」こととされたと
ころです。

本推進計画を踏まえ、訪日外国人と接する機会の多い業務に従事する民間団
体・企業の職員・従業員等への働きかけを依頼するため、関係府省庁の担当課
室に対し、「民間関係者における2020年東京オリンピック・パラリンピック競
技大会を契機とした風しん・麻しんに関する特別対策の実施について（依頼）」
（10月24日付事務連絡）を発出しました。日本産業衛生学会の関係者の皆様
におかれては、本事務連絡の趣旨をご理解いただき、風しん・麻しん対策に係る
周知・啓発等各般の御協力をいただきますよう、お願いいたします。

（参考資料）

- ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に
関する推進計画【概要】」
- ・「オリパラ大会を契機とした風しん・麻しんに係る特別対策について」

事 務 連 絡
令和元年10月24日

オリパラ関係業務担当課室 御中

内閣官房副長官補室
内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

民間関係者における2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を
契機とした風しん・麻疹に関する特別対策の実施について（依頼）

平素から、各府省庁におかれましては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた各般の取組について御理解及び御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、職場における風しん・麻疹対策については、人事院から平成31年2月に「職場における風しんの追加的対策について（通知）」が発出されるなどにより、各府省庁において、必要な検討・対応がなされてきたところですが、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、今後、さらに多くの外国人が訪日されることを踏まえ、令和元年8月1日に開催された、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する関係省庁等連絡会議」（以下「連絡会議」という。）において取りまとめられた「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」において、「東京大会の成功に向けて、感染症対策に万全を期すため、特に多くの訪日外国人と接する機会のある者や感染した場合に大会運営等に悪影響を及ぼす可能性のある者に対し、風しん・麻疹への感染リスクを一層低下させることを目的として、風しん・麻疹に関する特別な対策（以下「特別対策」という。）を講じる」こととされたところです。

そこで、関係する府省庁において、訪日外国人と接する機会の多い業務に従事する民間団体・企業の職員・従業員等について、風しん・麻疹の感染リスクを一層低下させる観点から、下記の対応を実施いただくよう関係団体等を通じ、当該団体・企業に対する働きかけを行っていただくよう、お願いいたします。

記

1. 特別対策の基本的な考え方

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、多くの外国人が訪日することが見込まれる中で、

① 大会運営者等であって、感染することで大会運営等に著しい悪影響を及ぼす可能性のある者

② 訪日外国人と接する機会の多い業務に従事する者

に対して、現在の風しん・麻しん対策に加え、感染リスクをさらに低下するための対策（特別対策）を講ずるものである。なお、②については、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、多くの外国人が訪日することが見込まれることを踏まえ、特別対策を行うとの観点から、競技会場が集中する東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に所在する事業所（上記一都三県以外であって、選手村（分村）や競技会場周辺に所在する事業所も対象に含む。）の従業員を主な対象とする。

2. 特別対策の対象となる職員・従業員等

(1) 対象年齢層

特別対策の対象となる職員・従業員等（以下「職員等」という。）は、令和2年4月2日の時点で満30歳以上となる者とする。

(2) 予防接種歴等

風しん及び麻しんのいずれか又は両方について、り患歴が確認できない者であって、予防接種歴が一度も確認できない者とする。この場合における「確認できない者」とは、母子手帳等でり患歴や予防接種歴（以下「り患歴等」という。）が確認できない場合であって、本人又は家族等がり患歴等を明確に記憶していない場合とする。

なお、令和元年4月時点で40歳から57歳の男性であって、厚生労働省が実施する「風しんの追加的対策」に基づき、ワクチンを接種した者は対象から除くものとする。

(3) 業務の範囲

民間の団体・企業の職員等であって、特別対策の対象となる者の業務の範囲は、次の掲げる業務のいずれかに従事する者（具体的には別紙のとおり）とする。

① 大会運営者等であって、風しん・麻しんに感染することで、大会運営等に著しい悪影響を及ぼす可能性がある者

② 東京大会関係業務に従事する職員等であって、多数の訪日外国人と接する機会のある者

③ 訪日外国人と接する機会の多い業種に従事する職員等であって、日常的に訪日外国人と接する機会のある者

なお、②、③にある「訪日外国人と接する機会のある者」とは、訪日外国人と会話する距離の範囲で従事する者、又は車内等の閉鎖空間で訪日外国人と一定時間を共有する者をいうものとする。

また、特別対策の対象となる職員等に該当するか否かの個別の判断（感染することで大会運営等に著しい悪影響を及ぼす可能性のある者か否か、訪日外国人と接する機会のある者か否か）については、それぞれの団体・企業において行うものとする。

3. 取組内容

(1) 大会運営者等であって、風しん・麻しんに感染することで、大会運営等に著しい悪影響を及ぼす可能性がある者及び東京大会関係業務に従事する職員等であって、多数の訪日外国人と接する機会のある者（2 (3) ①又は②に該当する者）に係る取組

関係府省庁から、関係団体等を通じて、特別対策の対象となる団体・企業に対し、次に掲げる取組を行うことを要請すること。

① 特別対策の対象となる職員等に対し、風しん・麻しんのり患歴、予防接種歴の確認を実施すること

② 風しん・麻しんのり患歴等の確認ができない者については、令和2年5月末までにMRワクチンの予防接種を実施するよう、推奨すること。
なお、「風しんの追加的対策」によるクーポン事業の活用が可能な者については、クーポン事業を活用して、抗体検査・予防接種を実施すること

③ オリパラ関係業務には、り患歴等の確認ができた職員等に従事させるよう努めること

また、②の場合において、対象職員等が予防接種等を円滑に実施できるよう、就業面での配慮を行うこと。

(2) 訪日外国人と接する機会の多い業種に従事する職員等であって、日常的に訪日外国人と接する機会のある者（2 (3) ③に該当する者）に係る取組

関係府省庁から、関係団体等を通じて、特別対策の対象となる企業に対し、当該企業の従業員に関して、風しん・麻しんの感染リスクを低下する取組に向けた協力を依頼すること。具体的な取組例は以下の

とおり。

- ① 日常的に訪日外国人と接する機会のある者のうち、「風しんの追加的対策」によるクーポン事業の活用が可能な者について、クーポン事業を活用して、抗体検査・予防接種を実施するよう勧奨すること
- ② 日常的に訪日外国人と接する機会のある者に対し、風しん・麻しんのり患歴、予防接種歴の確認を実施するとともに、その結果を踏まえ、MRワクチンの予防接種の実施を促すこと
- ③ 日常的に訪日外国人と接する機会のある業務について、30歳未満の者やり患歴等の確認ができた者を従事させるよう努める等の配慮を行うこと
- ④ その他、手洗いの励行等風しん・麻しんの感染リスク低減に向けた取組の実施 等

【問合せ先】

内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

TEL: 03-3581-4207

MAIL :

安達企画官 (yoshihiro.adachi.u7b@cas.go.jp)

秋元参事官補佐 (masahiro.akimoto.y3k@cas.go.jp)

永井企画調整担当 (kohei.nagai.z8w@cas.go.jp)

二ノ方主査 (kishin.ninokata.b6s@cas.go.jp)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画【概要】

基本的な考え方

- ◆ 訪日外国人の増加や様々な国際的なイベントの開催が控える中、海外から感染症が持ち込まれるリスクに備えた対策と、夏季に東京大会が開催されることによる食中毒の発生リスク等に備えた対策が必要。
- ◆ 水際対策やサーベイランス機能の強化に加え、風しん・麻しん等国内で患者発生や感染拡大が懸念される個々の疾患への予防策や食中毒予防策について、関係機関が緊密に連携した対策を強化。

東京大会に向けた具体的な取組

◆ 感染しうるリスクに着目した免疫の確保

水際対策や訪日外国人を中心に多数の者と接する機会のある東京大会関係業務に従事する者等に対し、風しん・麻しんへの感染リスクを低下させるための特別な対策を講じる。

- ・ クーポン券のさらなる利用促進。
- ・ 接種歴が確認できない者に対する、MRワクチン接種への迅速かつ確実な対応。
- ・ 風しん・麻しんの免疫が確保されている者を当該業務に従事させることを基本とする等の取組を実施。

◆ 感染症予防策等に関する情報の幅広い周知や情報発信

- ・ 基本的な感染症予防策の基本知識や行動の励行などのきめ細やかな周知。
 - ・ 梅毒などの性感染症対策のための、コンドームの適切な使用、検査や医療機会の提供に関する情報の周知。
- ※ 公衆衛生上の基本的な知識や行動様式の習慣が異なる外国人のため、多言語で基本的な予防策を周知。

◆ 海外からの感染症の侵入を防ぐための取組

- ・ 検疫所と出入国在留管理庁が連携した、感染症の疑いのある乗員・乗客の的確な把握に向けた取組。
- ・ 厚生労働省、出入国在留管理庁、外務省が連携した、結核高まん延国からの中長期滞在者を対象とした結核スクリーニングの実施。

◆ 感染症発生動向の的確な把握

- ・ 国際機関を通じた諸外国の感染症発生動向の情報収集、国内の発生状況を迅速かつ的確に把握するためのサーベイランス機能の強化。

◆ 食中毒予防策の推進

- ・ 食品衛生行政を担う自治体と連携した一体的な監視指導体制の構築、HACCPによる衛生管理の普及・推進。

オリパラ大会を契機とした風しん・麻しんに係る特別対策について

基本的考え方

- 我が国における近年の風しん・麻しんの増加は海外からの持ち込みが大きな要因。
- 来年に控えたオリパラ大会に向け、麻しん・風しん対策の更なる強化を実施。

特別対策の対象者

- 多くの訪日外国人（要人・選手等を含む）と接する機会がある者や感染した場合に大会運営等に悪影響を及ぼす可能性のある者
- ①オリパラ大会に係る政府関係者、②大会関係者、③訪日外国人と接触する機会の多い業務に従事する者（交通事業者、商業施設、宿泊施設のスタッフ等）

対策の内容

30歳以上の男女（※）であって、風しん・麻しんの予防接種歴や抗体の保有等が確認できない者にMRワクチンの予防接種を実施（MRワクチンの接種で麻しん・風しん双方に効果）

※ 風しんのクーポン対象者は40～57歳の男性層

今後の対応

令和2年7月初めに多くの大会関係者の来日が見込まれることから、令和2年5月末までに予防接種を実施。
（8月1日開催の関係府省庁等連絡会議において速やかな対応を依頼）

特別対策の対象者

政府関係者

(1) 大会関係業務に従事する者

- ・大会関係業務に従事する自衛官、警察官、海上保安官
- ・競技会場所在自治体の消防職団員
- ・CIQ関係者

(2) 麻しん・風しんに感染することで大会運営等に著しい悪影響を及ぼす可能性のある者

- ・政府要人、官邸職員、スポーツ庁職員、内閣官房オリパラ事務局職員、外務省職員

民間関係者

1 大会関係者

(1) 大会運営関係者

- ・大会運営関係者（組織委員会職員、JOC職員、JPSA職員等）
- ・競技関係者（選手、コーチ、スタッフ、審判等）

(2) 選手村・競技会場内等で多くの訪日外国人と接触する機会のある者

- ・民間警備員、誘導員
- ・選手村会場内の売店(免税店等)、食堂などの接客スタッフ 等

2 訪日外国人と接する機会の多い業務の従業員

- 感染した場合にインバウンド政策への影響が懸念される業種の中で一定規模以上の事業所のうち、訪日外国人と日常的に接する機会のある従業員

(具体的な対象者の例)

- ・交通事業者（鉄道・バス会社の窓口のスタッフやタクシー運転手 等）
- ・商業施設（百貨店・デパート・免税店の接客スタッフやレジ担当者 等）
- ・宿泊施設（ホテル・旅館の窓口スタッフ 等）

※競技会場が集中する東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に所在する事業所（1都3県以外であって、選手村（分村）や競技会場周辺に所在する事業所も対象に含む）の従業員を主な対象とする。